

# 賃貸見守り会員

部屋を「借りられない」借主様と、本当は貸したいのに「貸せない」家主様のミスマッチを、借主様・家主様・当社の三者間契約により解消します。

令和3年6月に国土交通省及び法務省が策定した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を取り入れ、借主様（特に単身高齢者の方々）の住まいの安定的な確保と、家主様のご不安の払拭を同時に解決する画期的な仕組みです。

## 【ご契約の流れ】

